## 1.申請に関すること

Q: インターナショナル・ロッジ (以下、ロッジ) に居住履歴があっても、目白台インターナショナル・ビレッジ (以下、目白台ビレッジ) には申請できますか?

A: ロッジ居住履歴があっても、目白台ビレッジに申請は可能です。ロッジでの滞在許可期 間が終了した方が目白台ビレッジに「住み替え」ていただくことも可能です。

Q:選考になった場合、既存ロッジと同様に新規渡日の学生が優先になりますか?

A:原則として、目白台ビレッジに関しては選考がありません。募集人数に対して申請者が 上回った場合は、抽選となります。

Q: 国費留学生は今まで駒場ロッジ本館と柏ロッジのみ優先配置の対象でした。今後は目白台ビレッジも選べますか?

A:目白台ビレッジも申請いただけますが、優先配置の対象とはなりません。

Q:外国人研究者の枠で、海外の大学に所属し本学に招聘された日本人研究者でも目白台ビレッジに申請できますか?

A:既存のロッジと同様に目白台ビレッジも申請いただけます。

## 2.建物仕様に関すること

Q:目白台ビレッジに家族室はありますか?

A:目白台ビレッジは、単身用と夫婦用のみで家族用の居室はありません。夫婦用居室については、既存ロッジと同様、同室内に 6歳未満の未就学児 1 名までは滞在可能です。

Q:家族や親戚が来日した際に泊まれるような「ゲストルーム」はありますか?

A: ゲストルームはありません。居住者以外の宿泊は、規則上禁止となります。

## 3.目白台の運用ルールに関すること

O:宿舎料の支払い方法について教えてください。

A:目白台ビレッジの宿舎料は、前納といたします。入居許可証をお送りした後に、運営委託業者より請求書とともにお支払いの案内を送らせていただきます。初月分については、入居後にお支払いいただきます。

Q:施設使用料等(家賃にあたる料金等)の支払いについて教えてください。

A:施設使用料等は、請求書記載の期限までに納付することとし、既に納付した使用料等は 返却致しません。

Q:休学者の取り扱いはどうなりますか?

A:原則として、目白台ビレッジからは退去いただくことになります。

Q:留学した学生の取り扱いはどうなりますか?

A:長期留学の場合は、退去の場合もあり得ますが、ケースバイケースで判断します。

O:留年した学生の取り扱いはどうなりますか?

A: 留年理由によっては退去の場合もあり得ますが、ケースバイケースで判断します。

Q:LGBT 対応をしていますか?

A: 基本は本人からの申告を受けてからです。その場合は、独立タイプを案内することで対応する予定です。

Q:宿舎料等を公費払いで支払うことは可能ですか?

A:可能です。

Q:居住者が一時帰省などを理由に部屋を空けても、宿舎滞在資格は継続しますか?

A:所定の諸費用の支払いを条件に、原則として退去とはしない予定です。